

育児休業明け入園予約申込書兼同意書

(宛先) 松阪市長・松阪市福祉事務所長

令和 年 月 日

子が1歳に達する日(パパ・ママ育休プラス制度を利用している場合は、子が1歳2か月に達する日)まで育児休業を取得し、入園月の月末までに職場復帰するに当たり、保育園入園を希望するため、育児休業明け保育園入園予約について、次のとおり申し込みます。

代表 保護者名	住所	〒 三重県松阪市					
	フリガナ		連絡先	(父)			
	氏名			(母)			
入園希望月		令和9年 月	育児休業 期間	(父)	年 月 日まで	(母)	年 月 日まで
申込 児童名	フリガナ		性別		生年 月日		
	氏名						

入園希望園		
優先順位	施設名	希望する保育園は第3希望まで記入いただけます。 (※必ずしも第3希望まで記入いただく必要はありません。)
第1希望	園	
第2希望	園	
第3希望	園	

入園予約に内定しなかった場合の令和9年4月入園の希望の有無	有 ・ 無
【「希望有」の場合の注意事項】	
1. 令和9年4月入園で希望園を追加される場合は、別紙申立書に記入ください。	
2. 別紙「令和9年度教育・保育給付認定申請書」に必要事項を記入の上、提出ください。	
3. 65歳未満の同居の祖父母も保育の必要とする理由がある場合、就労証明書等の必要書類について提出ください。	
・添付書類 ☐ 就労証明書(父母それぞれご用意ください。令和8年9月もしくは10月の発行のものが有効です。)	
☐ 申立書、 ☐ 教育・保育給付認定申請書、 ☐ 65歳未満の同居の祖父母の必要書類(※令和9年4月入園の希望有の場合)	

署 名 _____
以下の同意事項を確認の上、ご署名ください。

【同意事項】

- ・入園予約に内定した場合、内定後のキャンセルが出来ないことに同意します。
- ・内定後、入園月前に松阪市外に転出した場合は、内定取り消しとなります。
- ・入園予約が内定した後に、入園希望月を変更することはできません。
- ・入園した年度中は、転園できません。
- ・入園予約が内定した場合は、入園月の月末までに必ず職場復帰し、速やかに育児休業復帰証明書を提出します。
- ・内定後、育児休業を取得していることが分かる書類を提出します。
- ・虚偽の申請が判明した場合や、申込時と保育を必要とする理由等が変わった場合は、内定した場合でも取り消されることがあります。
- ・乳幼児健診等の結果やお子様の様子について、こども家庭センター、子ども発達総合支援センター、保育園等に情報提供を求めたり、情報共有をさせていただく場合があります。

【以下、市記載欄】

受付者	入力	確認1	確認2